

# 姫路市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

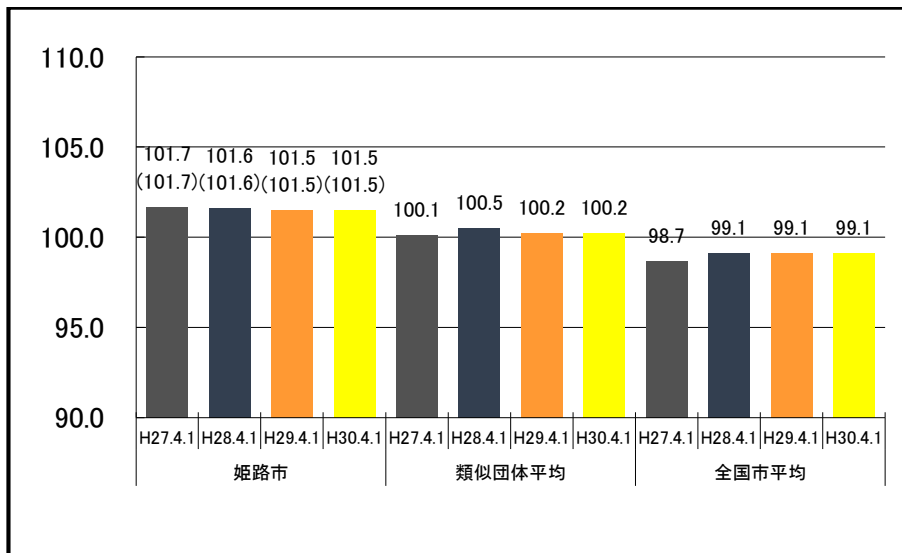
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
平成 29年度	人 538,488	千円 206,814,785	千円 5,740,040	千円 33,534,636	% 16.2	% 15.7

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				(参考)一人 当たり給与 費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 29年度	人 3,518	千円 13,980,550	千円 3,681,407	千円 5,712,183	千円 23,374,140	千円 6,644	千円 6,376

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務のものに限る。）の給与費が含まれているが、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数をいう。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(理由)

初任給の額が国を上回っている。また、給料表の構造が一部、国と異なっている。

(改善の見込み)

給料表の構造を見直すとともに、昇格時の対応号給を1号給引下げ、給料水準の適正化を図る。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施    未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。

若年層については、国の見直しに準じて据え置く一方、高齢層については最大6.0%の減額を実施。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)

国基準3%に対し、姫路市においても3%を支給(改定なし)

##### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施

(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
姫路市	43.3歳	338,200円	436,235円	377,587円
兵庫県	44.5歳	339,100円	433,818円	392,523円
国	43.5歳	329,845円	410,940円	—円
類似団体	41.8歳	319,514円	404,718円	365,460円

#### ② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
姫路市	47.5歳	590人	340,200円	425,588円	366,120円
うち 清掃職員	46.8歳	207人	345,200円	473,663円	376,695円
うち 学校給食員	45.3歳	101人	328,400円	357,958円	347,307円
うち 守衛	47.0歳	35人	345,400円	465,362円	372,637円
うち 用務員	53.0歳	73人	348,500円	379,642円	368,909円
うち 自動車運転手	53.8歳	5人	366,200円	529,860円	387,420円
兵庫県	54.8歳	452人	336,300円	404,526円	371,327円
国	50.7歳	2,553人	286,817円	328,637円	—円
類似団体	49.3歳	232人	331,027円	392,477円	364,359円
区分	民間				参考
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	
姫路市	—	—	—	—	
うち 清掃職員	廃棄物処理業従業員	45.8歳	293,000円	1.62	
うち 学校給食員	調理士	42.3歳	262,700円	1.36	
うち 守衛	守衛	57.9歳	240,400円	1.94	
うち 用務員	用務員	55.6歳	207,200円	1.83	
うち 自動車運転手	自動車運転手	59.7歳	186,700円	2.84	
区分	参考				
	年収ベース(試算値)の比較				
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D		
姫路市	—	—	—		
うち 清掃職員	7,407,556円	4,038,000円	1.83		
うち 学校給食員	5,853,296円	3,528,100円	1.66		
うち 守衛	7,285,744円	3,386,100円	2.15		
うち 用務員	6,306,404円	2,808,700円	2.25		
うち 自動車運転手	8,263,220円	2,509,300円	3.29		

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成27年～29年の3か年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、職業内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
姫路市	38.3歳	300,600円	395,074円	333,502円
兵庫県	—	—	—	—
類似団体	38.3歳	303,005円	397,437円	348,835円

### ④ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
姫路市	46.9歳	373,000円	426,072円
兵庫県	45.0歳	377,000円	452,140円
類似団体	46.4歳	386,808円	457,124円

### ⑤ 幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
姫路市	41.2歳	339,400円	396,038円
兵庫県	41.4歳	357,200円	417,747円
類似団体	39.6歳	314,675円	368,660円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		姫 路 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大学卒	189,000円	185,800円	179,200円
	高校卒	154,200円	151,500円	147,100円
技能労務職	高校卒	151,200円	148,100円	—
消 防 職	大学卒	189,700円	—	—
	高校卒	162,100円	—	—
高等学校教育職	大学卒	209,200円	207,500円	—
幼稚園教育職	大学卒	181,200円	207,500円	—

**(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）**

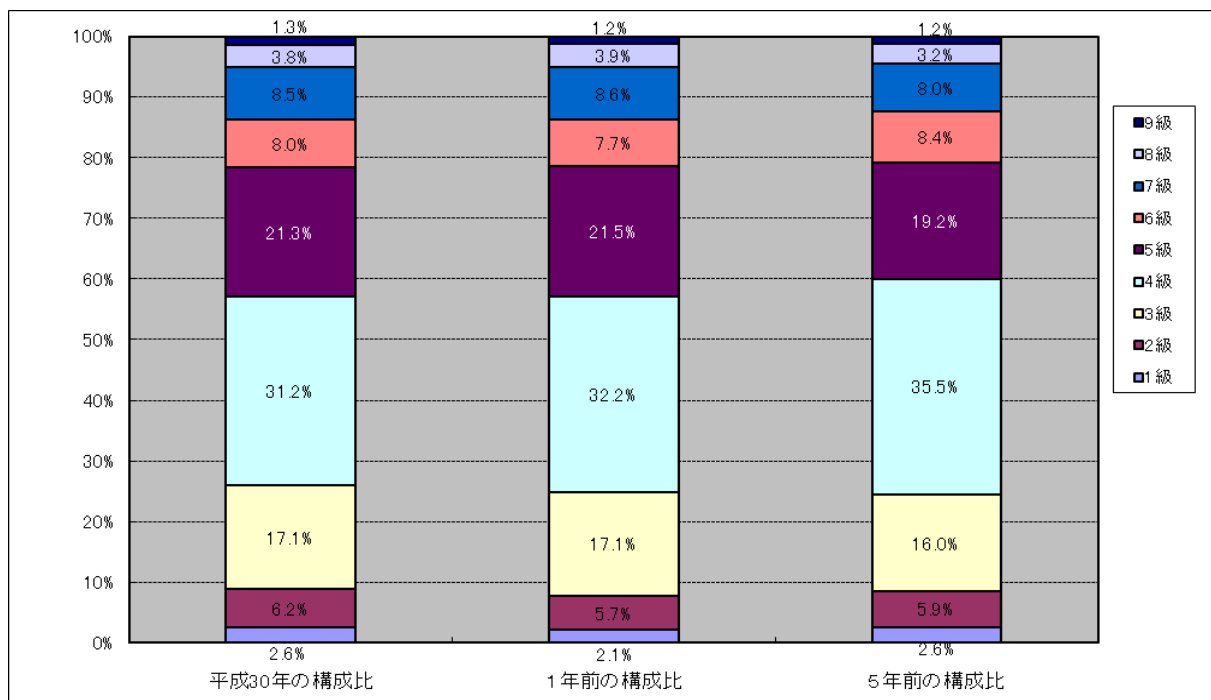
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,738円	362,789円	386,440円	416,613円
	高校卒	229,700円	318,783円	354,514円	375,750円
技能労務職	高校卒	—円	325,600円	351,450円	366,942円
	中学卒	—円	272,900円	330,713円	358,302円
消防職	大学卒	265,784円	361,440円	379,320円	416,100円
	高校卒	235,750円	329,880円	363,600円	373,900円
高等学校教育職	大学卒	315,882円	405,548円	430,664円	437,554円
幼稚園教育職	大学卒	—円	374,966円	412,200円	430,550円

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

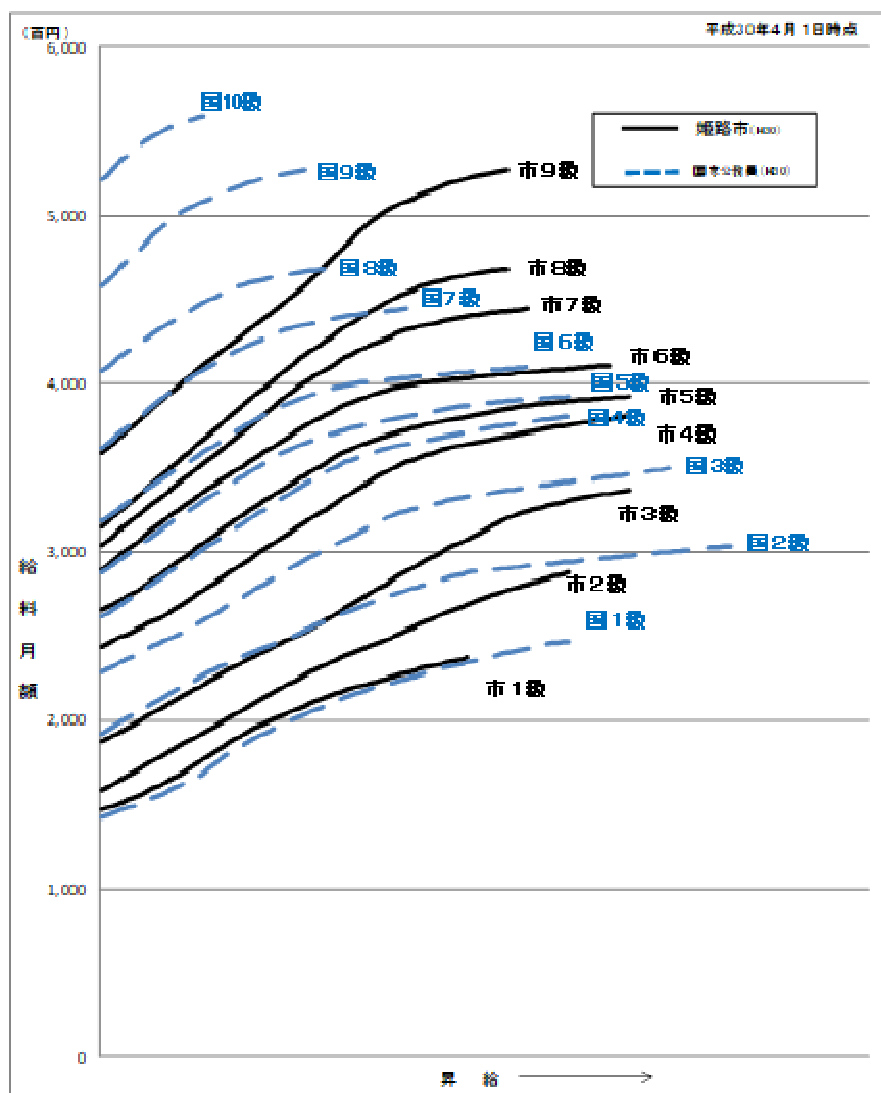
**(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）**

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	事務員、技術員	44人	2.6%	147,100円	237,300円
2級	主事補、技師補	106人	6.2%	158,800円	287,800円
3級	主事、技師	295人	17.1%	187,600円	336,900円
4級	主任、技術主任	538人	31.2%	244,100円	380,600円
5級	係長	366人	21.3%	266,200円	392,600円
6級	課長補佐	138人	8.0%	289,700円	410,800円
7級	課長	147人	8.5%	304,400円	444,500円
8級	部長	65人	3.8%	315,400円	468,200円
9級	局長	23人	1.3%	359,300円	527,100円

- (注) 1 姫路市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

姫路市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,554千円	1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,865千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% (抑制後5~18%) ・管理職加算 10~20% (抑制後9~16.5%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	
上位、標準の成績率				○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## (2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

姫路市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
	自己都合	応募認定・定年		自己都合	応募認定・定年
	3,623千円	22,755千円		3,623千円	22,755千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		454,010千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		123,641円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
姫路市（医師以外）	3%	3,658人	3%
姫路市（医師）	16%	8人	16%
東京都	20%	6人	20%

## (4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）	117,860千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	80,231円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）	39.8%
手当の種類（手当数）	33種
手当の詳細（名称、支給対象職員・業務、支給額及び支給実績（平成29年度決算））	（別紙1）特殊勤務一覧表参照

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	1,391,586千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	449千円
支給実績（平成28年度決算）	1,404,699千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	454千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。



(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)																														
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給される。</p> <p>○配偶者6,500円</p> <p>○扶養親族である子 1人につき10,000円</p> <p>○配偶者又は子以外の扶養親族 1人につき6,500円</p> <p>○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算</p>	同	—	446,916千円	251,642円																														
住居手当	借家27,000円(限度額)	同	—	185,313千円	280,777円																														
通勤手当	<p>交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員(通勤距離が片道2km以上)に支給される。</p> <p>○交通機関等の利用者 定期券等の価額(6か月定期)により支給される。 (限度額:1か月当たり55,000円)</p> <p>○自動車、自転車等の使用者</p> <table border="1" data-bbox="327 1064 742 1720"> <thead> <tr> <th>通勤距離</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 km 未満</td> <td>不支給</td> </tr> <tr> <td>2 km 以上 5 km 未満</td> <td>4,100 円</td> </tr> <tr> <td>5 km 以上 10 km 未満</td> <td>6,200 円</td> </tr> <tr> <td>10 km 以上 15 km 未満</td> <td>8,300 円</td> </tr> <tr> <td>15 km 以上 20 km 未満</td> <td>10,400 円</td> </tr> <tr> <td>20 km 以上 25 km 未満</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td>25 km 以上 30 km 未満</td> <td>15,800 円</td> </tr> <tr> <td>30 km 以上 35 km 未満</td> <td>18,700 円</td> </tr> <tr> <td>35 km 以上 40 km 未満</td> <td>21,600 円</td> </tr> <tr> <td>40 km 以上 45 km 未満</td> <td>24,400 円</td> </tr> <tr> <td>45 km 以上 50 km 未満</td> <td>26,200 円</td> </tr> <tr> <td>50 km 以上 55 km 未満</td> <td>28,000 円</td> </tr> <tr> <td>55 km 以上 60 km 未満</td> <td>29,800 円</td> </tr> <tr> <td>60 km 以上</td> <td>31,600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>徒歩 不支給</p>	通勤距離	月額	2 km 未満	不支給	2 km 以上 5 km 未満	4,100 円	5 km 以上 10 km 未満	6,200 円	10 km 以上 15 km 未満	8,300 円	15 km 以上 20 km 未満	10,400 円	20 km 以上 25 km 未満	12,900 円	25 km 以上 30 km 未満	15,800 円	30 km 以上 35 km 未満	18,700 円	35 km 以上 40 km 未満	21,600 円	40 km 以上 45 km 未満	24,400 円	45 km 以上 50 km 未満	26,200 円	50 km 以上 55 km 未満	28,000 円	55 km 以上 60 km 未満	29,800 円	60 km 以上	31,600 円	異	自動車、自転車等の使用者の通勤距離ごとの支給額が相違	366,847千円	110,330円
通勤距離	月額																																		
2 km 未満	不支給																																		
2 km 以上 5 km 未満	4,100 円																																		
5 km 以上 10 km 未満	6,200 円																																		
10 km 以上 15 km 未満	8,300 円																																		
15 km 以上 20 km 未満	10,400 円																																		
20 km 以上 25 km 未満	12,900 円																																		
25 km 以上 30 km 未満	15,800 円																																		
30 km 以上 35 km 未満	18,700 円																																		
35 km 以上 40 km 未満	21,600 円																																		
40 km 以上 45 km 未満	24,400 円																																		
45 km 以上 50 km 未満	26,200 円																																		
50 km 以上 55 km 未満	28,000 円																																		
55 km 以上 60 km 未満	29,800 円																																		
60 km 以上	31,600 円																																		
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始の休日)に勤務することを命ぜられた職員に支給される。	同	—	299,357千円	204,899円																														
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌朝5時)に勤務した職員に支給される。	同	—	57,816千円	104,550円																														

<p>管理職手当</p>	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される。</p> <table border="1" data-bbox="328 275 740 842"> <thead> <tr> <th colspan="2">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">局長級</td> <td>局長 128,000円</td> </tr> <tr> <td>理事 103,000円</td> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>94,000円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>77,000円</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級 ※</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>係長級 ※</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>校長</td> <td>68,300円</td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>52,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幼稚園園長</td> <td>専任園長42,000円</td> </tr> <tr> <td>園長38,000円</td> </tr> <tr> <td>管理指導主事</td> <td>56,000円</td> </tr> <tr> <td>指導主事</td> <td>29,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出先機関の長である職員に限る。</p>	月額		局長級	局長 128,000円	理事 103,000円	部長級	94,000円	課長級	77,000円	課長補佐級 ※	42,000円	係長級 ※	38,000円	校長	68,300円	教頭	52,900円	幼稚園園長	専任園長42,000円	園長38,000円	管理指導主事	56,000円	指導主事	29,000円	<p>異</p>	<p>区分ごとの支給額相違</p>	<p>339,157千円</p>	<p>785,086円</p>																		
月額																																															
局長級	局長 128,000円																																														
	理事 103,000円																																														
部長級	94,000円																																														
課長級	77,000円																																														
課長補佐級 ※	42,000円																																														
係長級 ※	38,000円																																														
校長	68,300円																																														
教頭	52,900円																																														
幼稚園園長	専任園長42,000円																																														
	園長38,000円																																														
管理指導主事	56,000円																																														
指導主事	29,000円																																														
<p>管理職員特別勤務手当</p>	<p>管理職員等が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等又は平日の深夜に勤務した場合は、勤務1回につき次の額が管理職員特別勤務手当として支給される。</p> <table border="1" data-bbox="328 1171 740 1917"> <thead> <tr> <th rowspan="3">管理職員 (身分名)</th> <th colspan="4">勤務時間等 ※1</th> </tr> <tr> <th colspan="3">休日等</th> <th rowspan="2">平日 深夜</th> </tr> <tr> <th>3時間以下 ※1</th> <th>3時間超 6時間以下</th> <th>6時間超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事等</td> <td>6,000円</td> <td>12,000円</td> <td>18,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> <td>15,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>4,250円</td> <td>8,500円</td> <td>12,750円</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級、係長級 ※2</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> <td>9,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>校長・教育主幹</td> <td>3,500円</td> <td>7,000円</td> <td>10,500円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>園長・教頭・係長・管理指導主事</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> <td>9,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 勤務に従事した時間が1時間に満たない場合は支給されない。          ※2 管理職手当の支給対象者に限る。</p>	管理職員 (身分名)	勤務時間等 ※1				休日等			平日 深夜	3時間以下 ※1	3時間超 6時間以下	6時間超	理事等	6,000円	12,000円	18,000円	6,000円	参事	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	主幹	4,250円	8,500円	12,750円	4,300円	課長補佐級、係長級 ※2	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	校長・教育主幹	3,500円	7,000円	10,500円	3,500円	園長・教頭・係長・管理指導主事	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	<p>異</p>	<p>勤務時間ごとの区分及び支給額を細分化</p>	<p>5,820千円</p>	<p>29,246円</p>
管理職員 (身分名)	勤務時間等 ※1																																														
	休日等			平日 深夜																																											
	3時間以下 ※1	3時間超 6時間以下	6時間超																																												
理事等	6,000円	12,000円	18,000円	6,000円																																											
参事	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円																																											
主幹	4,250円	8,500円	12,750円	4,300円																																											
課長補佐級、係長級 ※2	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円																																											
校長・教育主幹	3,500円	7,000円	10,500円	3,500円																																											
園長・教頭・係長・管理指導主事	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円																																											

単身赴任手当	異動に伴う転居により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員に支給される。 (月額) 30,000円+職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離による加算額 (8,000円～70,000円)	同	—	2,436千円	609,000円
教員特別手当	高等学校教員及び教育委員会指導主事に支給される。  月額 適用を受ける給料表の区分に応じて支給される。(2,000円～8,200円)			14,249千円	72,699円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給される。 勤務1回につき4,200円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務については、20,000円)	同	—	40千円	3,636円

## 5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 長	1,180,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,206,000円/961,000円
	副 市 長	960,000円	974,000円/788,000円
報 酬	議 長	823,000円	827,000円/584,000円
	副 議 長	747,000円	748,000円/504,000円
	議 員	685,000円	700,000円/475,000円
期 末 手 当	市 副 市 長 長	(算定方式) (給料月額+地域手当)×1.2×支給月数 (※) (平成29年度支給割合) 4.40月分 ※算定額から市長は15/100、副市長は10/100を減額	
	議 副 議 長 長 員	(算定方式) 報酬月額×1.2×支給月数 (平成29年度支給割合) 4.40月分	

退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×0.54	30,585,600円	任期ごと
		給料月額×在職月数×0.32	14,745,600円	任期ごと
	備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

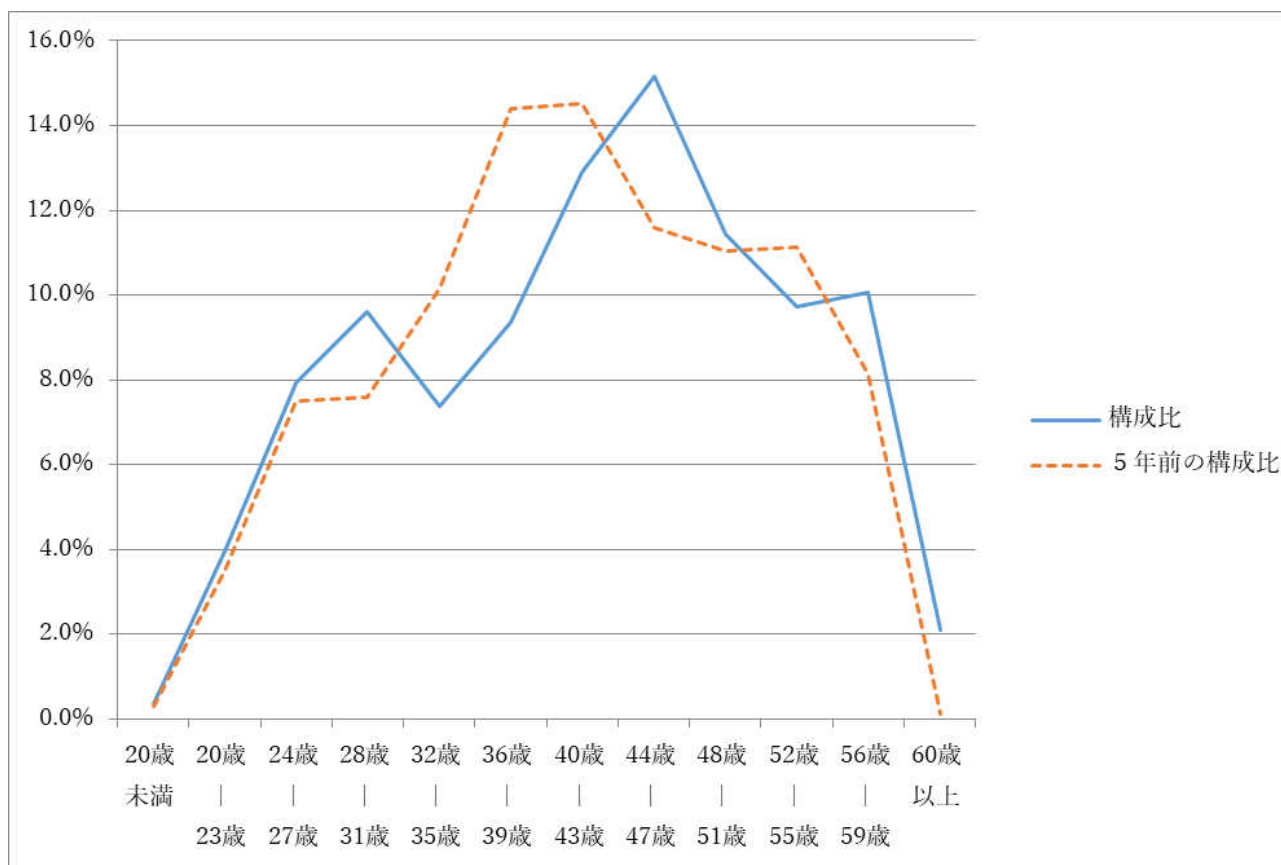
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議会	24	24	0	
	総務	532	525	▲7	事務の効率化
	税務	127	128	1	税務関係業務増
	労働	5	4	▲1	事務の委託化
	農林水産	77	79	2	土地改良事業関係業務増
	商工	76	76	0	
	土木	400	400	0	
	民生	623	649	26	生活保護関係業務増、保育関係業務増
	衛生	449	449	0	
	計	2313	2334	21	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.38人 (類似団体の人口1万人当たりの職員 44.70人)
	教育部門	644	633	▲11	事務の効率化
	消防部門	561	563	2	体制の強化
	小計	3518	3530	12	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.61人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 62.14人)
公営企業等会計部門	水道	121	117	▲4	事務の効率化
	交通	0	0	0	
	下水道	96	97	1	下水道関連業務増
	その他	129	128	▲1	県派遣終了
	小計	346	342	▲4	
合計	3864 [4131]	3872 [4131]	8 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.97人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳   23歳	24歳   27歳	28歳   31歳	32歳   35歳	36歳   39歳	40歳   43歳	44歳   47歳	48歳   51歳	52歳   55歳	56歳   59歳	60歳以上	計
職員数	14	153	307	372	286	363	499	587	443	377	390	81	3,872

## (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	2,228	2,246	2,282	2,290	2,313	2,334	106( 4.5%)
教育	652	638	632	639	644	633	▲19(▲3.0%)
消防	559	553	551	554	561	563	4( 0.7%)
普通会計計	3,439	3,437	3,465	3,483	3,518	3,530	91( 2.6%)
公営企業等会計計	347	353	351	346	346	342	▲5(▲1.5%)
総合計	3,786	3,790	3,816	3,829	3,864	3,872	86( 2.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	千円 9,189,562	千円 1,668,123	千円 901,316	% 9.8	% 10.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	129人	千円 499,897	千円 121,584	千円 199,303	千円 820,784	千円 6,363	千円 6,148

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
姫路市	45.5歳	358,863円	558,125円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

水道事業会計	一般行政職
1人あたり平均支給額（平成29年度） 1,557千円	1人あたり平均支給額（平成29年度） 1,554千円
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.8月分 (0.85)月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.8月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

水道事業会計			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
	自己都合	応募認定・定年		自己都合	応募認定・定年
	0千円	18,842千円		3,623千円	22,755千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）			15,748千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			122,078円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
姫路市	3%	128人	3%

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）	1,370千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	26,346円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）	40.3%
手当の種類（手当数）	6種類
手当の詳細	(別紙2)特殊勤務一覧表 参照

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	61,997千円
職員1人当平均支給年額(平成29年度決算)	500千円
支給実績(平成28年度決算)	52,136千円
職員1人当平均支給年額(平成28年度決算)	414千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。



カ その他の手当(平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)																														
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給されます。</p> <p>○配偶者6,500 円</p> <p>○扶養親族である子 1 人につき10,000 円</p> <p>○配偶者又は子以外の扶養親族 1 人につき6,500円</p> <p>○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算</p>	同	—	20,273千円	259,910円																														
住居手当	借家27,000円(限度額)	同	—	5,076千円	298,588円																														
	持家 1,500円 (平成26年4月以降 0円)																																		
通勤手当	<p>交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員(通勤距離が片道2km以上)に支給されます。</p> <p>○交通機関等の利用者 定期券等の価額(6か月定期)により支給されます。 (限度額:1か月当たり55,000円)</p> <p>○自動車、自転車等の使用者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通勤距離</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 km 未満</td> <td>不支給</td> </tr> <tr> <td>2 km 以上 5 km 未満</td> <td>4,100 円</td> </tr> <tr> <td>5 km 以上 10 km 未満</td> <td>6,200 円</td> </tr> <tr> <td>10 km 以上 15 km 未満</td> <td>8,300 円</td> </tr> <tr> <td>15 km 以上 20 km 未満</td> <td>10,400 円</td> </tr> <tr> <td>20 km 以上 25 km 未満</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td>25 km 以上 30 km 未満</td> <td>15,800 円</td> </tr> <tr> <td>30 km 以上 35 km 未満</td> <td>18,700 円</td> </tr> <tr> <td>35 km 以上 40 km 未満</td> <td>21,600 円</td> </tr> <tr> <td>40 km 以上 45 km 未満</td> <td>24,400 円</td> </tr> <tr> <td>45 km 以上 50 km 未満</td> <td>26,200 円</td> </tr> <tr> <td>50 km 以上 55 km 未満</td> <td>28,000 円</td> </tr> <tr> <td>55 km 以上 60 km 未満</td> <td>29,800 円</td> </tr> <tr> <td>60 km 以上</td> <td>31,600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>徒歩 不支給</p>	通勤距離	月額	2 km 未満	不支給	2 km 以上 5 km 未満	4,100 円	5 km 以上 10 km 未満	6,200 円	10 km 以上 15 km 未満	8,300 円	15 km 以上 20 km 未満	10,400 円	20 km 以上 25 km 未満	12,900 円	25 km 以上 30 km 未満	15,800 円	30 km 以上 35 km 未満	18,700 円	35 km 以上 40 km 未満	21,600 円	40 km 以上 45 km 未満	24,400 円	45 km 以上 50 km 未満	26,200 円	50 km 以上 55 km 未満	28,000 円	55 km 以上 60 km 未満	29,800 円	60 km 以上	31,600 円	同	—	12,340千円	103,697円
通勤距離	月額																																		
2 km 未満	不支給																																		
2 km 以上 5 km 未満	4,100 円																																		
5 km 以上 10 km 未満	6,200 円																																		
10 km 以上 15 km 未満	8,300 円																																		
15 km 以上 20 km 未満	10,400 円																																		
20 km 以上 25 km 未満	12,900 円																																		
25 km 以上 30 km 未満	15,800 円																																		
30 km 以上 35 km 未満	18,700 円																																		
35 km 以上 40 km 未満	21,600 円																																		
40 km 以上 45 km 未満	24,400 円																																		
45 km 以上 50 km 未満	26,200 円																																		
50 km 以上 55 km 未満	28,000 円																																		
55 km 以上 60 km 未満	29,800 円																																		
60 km 以上	31,600 円																																		

休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始の休日）に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。	同	—	11,259千円	208,500円																							
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌朝5時）に勤務した職員に支給されます。	同	—	7,369千円	334,955円																							
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給されます。</p> <table border="1" data-bbox="368 544 788 851"> <thead> <tr> <th colspan="2">月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">局長級</td> <td>局長 128,000円</td> </tr> <tr> <td>理事 103,000円</td> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>94,000円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>77,000円</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級 ※</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>係長級 ※</td> <td>38,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出先機関の長である職員に限ります。</p>	月 額		局長級	局長 128,000円	理事 103,000円	部長級	94,000円	課長級	77,000円	課長補佐級 ※	42,000円	係長級 ※	38,000円	同	—	4,766千円	794,333円										
月 額																												
局長級	局長 128,000円																											
	理事 103,000円																											
部長級	94,000円																											
課長級	77,000円																											
課長補佐級 ※	42,000円																											
係長級 ※	38,000円																											
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員等が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合は、勤務1回につき次の額が管理職員特別勤務手当として支給されます。</p> <table border="1" data-bbox="368 1234 788 1760"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管理職員等 (身分名)</th> <th colspan="3">勤 務 時 間</th> </tr> <tr> <th>3時間以下</th> <th>3時間超 6時間以下</th> <th>6時間超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事等</td> <td>6,000円</td> <td>12,000円</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>4,250円</td> <td>8,500円</td> <td>12,750円</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級、係長級 (管理職手当の支給対象者に限る。)</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原則勤務に従事した時間が1時間に満たない場合は支給されません。</p>	管理職員等 (身分名)	勤 務 時 間			3時間以下	3時間超 6時間以下	6時間超	理事等	6,000円	12,000円	18,000円	参事	5,000円	10,000円	15,000円	主幹	4,250円	8,500円	12,750円	課長補佐級、係長級 (管理職手当の支給対象者に限る。)	3,000円	6,000円	9,000円	同	—	14千円	7,000円
管理職員等 (身分名)	勤 務 時 間																											
	3時間以下	3時間超 6時間以下	6時間超																									
理事等	6,000円	12,000円	18,000円																									
参事	5,000円	10,000円	15,000円																									
主幹	4,250円	8,500円	12,750円																									
課長補佐級、係長級 (管理職手当の支給対象者に限る。)	3,000円	6,000円	9,000円																									

<p>単身赴任手当</p>	<p>異動に伴う転居により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員に支給されます。</p> <p>月額 30,000円+職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離による加算額(8,000円～70,000円)</p>	<p>同</p>	<p>—</p>	<p>0千円</p>	<p>0円</p>
<p>宿日直手当</p>	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員に支給されます。</p> <p>勤務1回につき4,200円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務については、20,000円)</p>	<p>同</p>	<p>—</p>	<p>0千円</p>	<p>0円</p>

(別紙1) 特殊勤務手当一覧表 平成30年4月1日現在

種 類	支 給 範 囲	支 給 額	支 給 実 績 (29年度決算) 千円
医師手当	医療職給料表の適用を受ける職員（以下「医療職給料表適用職員」という。）で以下のもの ア 保健医療施策に関する事務を統括する業務に従事する職員 イ 診療所の管理者として、その業務に従事する職員 ウ 国民健康保険家島診療所（以下「家島診療所」という。）において診療業務に従事する職員（イに掲げる職員を除く。） エ 保健所長として、その業務に従事する職員	月額 263,800円 (H29) 263,400円	20,126千円
	医療職給料表適用職員で、ア、イ、ウ又はエに掲げる職員以外の職員	月額 222,900円 (H29) 222,400円	
獣医師手当	(1)と畜検査業務に専ら従事する獣医師で、職務の級が行政職給料表の6級以下であるもの	月額 10,000円	1,932千円
	(2)野犬その他不用犬の処分を担当する獣医師で、職務の級が行政職給料表の6級以下であるもの	月額 6,000円	
	(3)動物園に勤務する獣医師で、職務の級が行政職給料表の6級以下であるもの	月額 4,000円	
建築主事手当	建築主事として、その業務に従事する職員	月額 5,000円	180千円
電気主任技術者手当	電気工作物の取扱いについて、電気事業法第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状又は同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状の交付を受けていることを要する業務に従事する職員	月額 5,000円	0円
班長業務手当	技能労務職給料表の職務の級4級に在職する職員で、班長の職にあるもの	月額 3,000円	1,543千円
交替制勤務手当	(1)技能労務職給料表の適用を受ける職員（以下「技能労務職給料表適用職員」という。）で、ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又は下水処理に関する事務を所掌する組織に属するもののうち、日勤（夜勤以外の勤務をいう。）及び夜勤（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務が5時間以上ある勤務をいう。）(2)及び(3)において同じ。）に交替制で従事する勤務を日々繰り返す勤務に従事するもの	月額 2,000円	661千円
	(2)市役所の位置に関する条例(昭和22年姫路市条例第6号)に規定する市役所の庁舎の管理を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員で、夜勤に交替制で従事する勤務（(1)に規定する勤務を除く。）(3)において同じ。）に従事するもの	月額 1,500円	
	(3)ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又は特別史跡姫路城跡の管理を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員で、夜勤に交替制で従事する勤務に従事するもの	月額 500円	
賦課徴収手当	(1)職員が市税の納税義務者又は国民健康保険料、介護保険料若しくは後期高齢者医療保険料の納付義務者の住居又は事業所に立ち入って行う市税、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合	1日につき 250円	844千円
	(2)職員が市営住宅使用料、住宅建設資金貸付金等の償還金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、都市計画下水道事業区域外流入分担金、コミュニティ・プラント使用料、コミュニティ・プラント事業分担金、集落排水処理施設使用料又は集落排水事業分担金の納付義務者の住居又は事業所に立ち入って滞納に係るこれらの使用料、償還金、負担金又は分担金を徴収する業務に従事した場合		
	(3)職員が市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料又はこれらに係る徴収金の滞納処分のために必要な住居内等の搜索又は差押物件の封印若しくは引揚げに従事した場合	1日につき 300円	
移転補償等交渉手当	職員が建設物等の移転若しくは除却、これらに伴う損失の補償、用地の取得又は不法占有されている市有財産若しくは国有財産の明渡しに関する交渉に従事した場合	1日につき 250円	541千円
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務する社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司又はこれらの者の業務と同様の業務を行う職員が訪問指導、相談、措置等の現業又はそれらの指導監督業務に従事した場合	1日につき 250円	5,654千円

行旅死亡人等取扱手当	(1) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事務を所掌する組織に属する職員が行旅死亡人（救護施設等に収容する途中で死亡した行旅病人を含む。以下同じ。）の死体を直接取り扱う業務に従事した場合	1体につき	1,500円	9千円
	(2) (1)に規定する職員が救護施設等に行旅病人を直接収容する業務に従事した場合	1回につき	1,000円	
	(3) (1)に規定する職員が行旅死亡人の死体の処理作業の指示又は死体の身元確認のため現場に立ち会う業務に従事した場合			
エックス線照射手当	診療エックス線技師または診療放射線技師がエックス線を人体に対して照射する業務に従事した場合	1日につき	250円	32千円
検査手当	(1) 職員が細菌の検菌、培養等細菌学的検査又は理化学検査に従事した場合	1日につき	200円	680千円
	(2) 公害対策に関する事務を所掌する組織に属する職員が事業所等に立ち入って、悪臭物質（悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項に規定する特定悪臭物質をいう。）又はし尿浄化槽内の汚水等に係る検体の採取に従事した場合			
	(3) 保健師、看護師または准看護師が採血業務に従事した場合			
	(4) 獣医師（獣医師手当の支給を受ける者を除く。）がと畜検査に従事した場合	1日につき	500円	
訪問指導手当	(1) 職員が地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条第11項に掲げる事項につき、同号に規定する者を訪問して行う指導に従事した場合	1日につき	200円	547千円
	(2) 職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第48条第1項に規定する、精神障害者及びその家族等を訪問して行う指導に従事した場合			
	(3) 職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第11条、第17条若しくは第19条に規定する訪問指導に従事した場合			
	(4) 職員が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護等の業務に従事した場合			
	(5) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の14に規定する家庭訪問指導に従事した場合			
感染症予防等作業手当	医師以外の職員が次に掲げる業務に従事した場合  (1) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症又は検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する検疫感染症に該当するものをいう。以下この項において同じ。）の病原体が付着した物件又はその疑いのある物件の処分  (2) 感染症の患者の移送その他感染症の患者と直接応対する業務（前条第1項第5号に掲げる業務を除く。）  (3) 感染症の病原体に汚染された区域又はその疑いのある区域において行う患家の消毒、疫学調査その他の業務	1日につき	300円	20千円
狂犬病予防作業手当	(1) 行政職給料表の適用を受ける職員（以下「行政職給料表適用職員」という。）が狂犬病の予防注射又は当該予防注射のために犬を静止させる作業に従事した場合（獣医師手当の支給を受ける場合を除く。）	1日につき	200円	0円
	(2) 行政職給料表適用職員が犬等の死体の焼却処分に従事した場合（獣医師手当の支給を受ける場合を除く。）	1日につき	400円	
往診手当	(1) 医療職給料表適用職員で家島診療所に属するもの又は家島診療所において診療業務に従事することを命じられたものが家島診療所外において診療業務に従事した場合  ア. 勤務した時間の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下この項、休日夜間診療手当及び輸送艇業務手当において同じ。）である場合  イ. 勤務した時間の全部又は一部が夜間（午後6時から午後10時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）である場合（アに掲げる場合を除く。）  ウ. ア又はイに掲げる場合以外の場合	1回につき	6,000円	
		1回につき	4,000円	
		1回につき	2,000円	

往診手当	(2)家島診療所に属する看護師又は准看護師が家島診療所外において診療の介助業務に従事した場合  ア.勤務した時間の全部又は一部が深夜である場合  イ.勤務した時間の全部又は一部が夜間である場合（アに掲げる場合を除く。）  ウ.ア又はイに掲げる場合以外の場合	1回につき 600円  1回につき 400円  1回につき 200円	0円
休日夜間診療手当	(1)医療職給料表適用職員で家島診療所に属するもの又は家島診療所において診療業務に従事することを命じられたものが、勤務した時間の全部又は一部が勤務を要しない日又は休日等である診療業務に従事した場合  (2)(1)に規定する職員が勤務した時間の全部又は一部が早朝（午前6時から午前8時までの間をいう。）、夜間又は深夜である診療業務（(1)に規定する業務を除く。）に従事した場合  ア.勤務した時間の全部又は一部が深夜である場合  イ.アに掲げる場合以外の場合	1回につき 4,000円  1回につき 3,500円  1回につき 3,000円	0円
検案手当	(1)医療職給料表適用職員が行旅死亡人の検案に従事した場合  (2)医療職給料表適用職員以外の職員が(1)の職員の助手として(1)に規定する業務に従事した場合	1回につき 10,000円  1回につき 1,500円	0円
水族館槽内作業手当	(1)職員が10月1日から翌年の5月末日までの間における水族館の水槽内における潜水作業に従事した場合  (2)職員が水族館のろ過槽内における沈砂の洗浄作業に従事した場合	1日につき 300円  1日につき 200円	0円
清掃作業手当	(1)道路の清掃に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員が次に掲げる業務に直接従事した場合  ア.道路の側溝若しくは溝きよのしゅんせつ又はこれに伴う汚泥の収集  イ.道路の維持又は管理に伴う不法投棄物等の収集  (2)技能労務職給料表適用職員が公衆便所の清掃、管きよのしゅんせつ又は便所から排出された下水の処理に直接従事した場合（(1)に掲げる場合並びに汚物処理現場作業手当及び危険現場作業手当の支給を受ける場合を除く。）  (3)特別史跡姫路城跡、市有霊苑又は都市公園その他の公園の管理を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみの収集作業に直接従事した場合（(2)に掲げる場合及び危険現場作業手当の支給を受ける場合を除く。）  (4)動物園に勤務する技能労務職給料表適用職員が畜舎の清掃に従事した場合	1日につき 450円  1日につき 200円	2,797千円
葬儀作業手当	(1)技能労務職給料表適用職員が霊きゅう自動車による死体の輸送作業に従事した場合  (2)技能労務職給料表適用職員が遺体の火葬作業に従事した場合  (3)技能労務職給料表適用職員が収骨作業に従事した場合  (4)技能労務職給料表適用職員が小動物の火葬作業に従事した場合	1体につき 900円  1体につき 200円  1体につき 300円  1日につき 400円	9,533千円
特殊自動車運転手当	技能労務職給料表適用職員が建設機械、大型特殊自動車（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2 7の項に掲げる大型特殊自動車をいう。）、街路清掃車、農耕用トラクター又は草刈用トラクターの運転に従事した場合（他の特殊勤務手当（月額特殊勤務手当を除く。）の支給を受ける場合を除く。）	1日につき 200円	268千円
乳剤舗装作業手当	技能労務職給料表適用職員が道路舗装用乳剤の撒布作業又は合材作業に従事した場合（他の特殊勤務手当（月額特殊勤務手当を除く。）の支給を受ける場合を除く。）	1日につき 250円	399千円

汚物処理現場作業手当	(1)ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみの収集作業に直接従事した場合	1日につき	600円	31,023千円
	(2)溝きよ等のしゅんせつに伴う汚泥及びびがれき等の清掃に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員が当該汚泥及びびがれき等の収集作業に直接従事した場合			
	(3)し尿の収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がし尿の収集作業に直接従事した場合	1日につき	1,150円	
	(4)ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又はし尿の収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみ又はし尿（以下この項において「汚物」という。）の処理施設内において、汚物の処理作業に直接従事した場合（(1)及び(3)に掲げる場合並びに下水処理現場等作業手当の支給を受ける場合を除く。）	1日につき	550円	
	(5)(1)から(4)までに規定する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみ収集に係る分別指導業務又は汚物の処理施設の維持、監理若しくは点検に係る業務に従事した場合（(1)から(4)までに掲げる場合及び下水処理現場等作業手当が支給される場合を除く。）	1日につき	200円	
	(6)行政職給料表適用職員が次に掲げる作業に直接従事した場合 ア. 汚物の付着した汚物処理機器その他これに付随する設備の点検又は補修 イ. 汚物の収集運搬車の車体下で仰向けに寝た状態で行う当該収集運搬車の点検又は補修 ウ. ごみ処理場に搬入されたごみの調査分析 エ. 不法投棄物件の撤去			
下水処理現場等作業手当	(1)技能労務職給料表適用職員が下水処理場（コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設における、汚物を最終的に処理するための施設を含む。以下同じ。）の沈砂池、沈殿池若しくはばっ気槽内若しくは下水清掃用バキューム車（コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設における汚水清掃用バキューム車を含む。以下同じ。）のタンク内において行う泥の除去作業又は下水処理場、下水ポンプ場、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設におけるポンプ場のスクリーンに付着したごみ等の除去作業（スクリーンの清掃装置の操作によるごみ等の除去作業を除く。）に従事した場合	1勤務につき	400円	0円
	(2)技能労務職給料表適用職員が下水処理場におけるごみ、泥等の運搬作業（運搬車へのごみ、泥等の積込作業を含む。）又は下水清掃用バキューム車若しくは汚泥運搬車の運転に従事した場合（(1)及び(3)に掲げる場合を除く。）	1勤務につき	200円	
	(3)技能労務職給料表適用職員が下水処理、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設における汚水の排除のために設けられた管きよ、ます若しくはマンホール（以下この項において「下水の管きよ等」という。）に立ち入って行う汚泥等の除去作業又はジェットクリーナー車若しくはグリットスイーパー車による下水の管きよ等の清掃作業に従事した場合	1日につき	700円	
	(4)行政職給料表適用職員が汚泥等の付着した下水処理機器、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設における汚水処理機器その他これらに付随する設備の点検若しくは補修又は供用を開始した下水の管きよ等に立ち入って行うこれらの施設の点検若しくは補修に直接従事した場合	1日につき	200円	
害虫駆除作業手当	職員が害虫駆除のための薬剤の撒布作業、害虫発生源の除却作業又はこれらの作業の監督業務に従事した場合	1日につき	250円	123千円
危険現場作業手当	(1)行政職給料表適用職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等で宮繕工事の監督業務に従事し、又は工場等の煙突の地上10メートル以上の箇所等で排煙等に係る検体の採取に従事した場合	1日につき	200円	970千円
	(2)行政職給料表適用職員が労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所において施設の点検、整備その他の作業に従事した場合			
	(3)消防職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所において消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく立入検査の業務に従事した場合			
	(4)技能労務職給料表適用職員が都市公園等において動力草刈機、チェーンソー等の動力機器を使用して、樹木のせん定若しくは伐採又はのり面の除草作業に直接従事した場合	1日につき	300円	

輸送艇業務手当	(1)職員が救急患者を移送するため輸送艇を直接操船する業務又はこれを補助する業務に従事した場合	1回につき 300円  (勤務した時間の全部又は一部が深夜、勤務を要しない日又は休日等である場合にあっては、450円)	133千円	
	(2)職員が遺体を移送するため輸送艇を直接操船する業務又はこれを補助する業務に従事した場合	1回につき 900円		
出動手当	(1)消防職員が火災の消火活動に従事した場合	1回につき 機関員 400円 その他の者 300円	23,617千円	
	(2)救急救命士の資格を有する消防職員が救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第1項に規定する救急救命処置の業務に従事した場合	1回につき 500円		
	(3)消防職員が次に掲げる救急活動に従事した場合（（2）に掲げる場合を除く。） ア. 医療機関その他の場所への傷病者の搬送 イ. 医師の管理下に置かれるまでの間にある傷病者の応急手当	1回につき 機関員 250円 その他の者 200円  (救急救命士の資格を有する者の場合にあっては、それぞれの額に100円を加算した額)		
	(4)消防職員が救助活動に従事した場合	1回につき 機関員 400円 その他の者 300円  (潜水器具を装着し、潜水作業を実施した者の場合にあっては、それぞれの額に100円を加算した額)		
夜間特殊業務手当	消防職員が正規の勤務時間による深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）の勤務として通信業務、望楼業務又は受付業務（以下この項において「通信業務等」という。）に従事した場合	1勤務につき 550円  (正規の勤務時間による深夜の勤務として通信業務等に従事した時間が、2時間以上7時間未満の場合にあっては370円、2時間未満の場合にあっては290円)	870千円	
災害対策業務手当	職員が屋外の防災作業若しくは救助又は避難所の開設で、災害対策本部若しくは水防本部からの指示により行ったもの又は市長が認定したものに直接従事した場合	1日につき 500円	127千円	
教員特殊業務手当	(1)学校の管理下での非常災害時等の緊急業務	非常災害時における児童・生徒の保護、緊急の防災復旧の業務	1日につき 8,000円	14,658千円
		児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	1日につき 7,500円	
		児童・生徒に対する緊急の補導業務	1日につき 7,500円	
	(2)修学旅行、林間・臨海学校等で、児童・生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1日につき 5,100円		
	(3)対外運動競技等で児童・生徒を引率して行う業務で泊まりを伴うもの又は勤務を要しない日、休日に行うもの	1日につき 5,100円		
	(4)学校の管理下での部活動における児童・生徒に対する指導業務で、勤務を要しない日、休日等に行うもの	1日につき 3,600円		
	(5)入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	1日につき 1,500円		
教育業務連絡調整手当	教務部長、学年主任、生徒指導部長又は進路指導部長の職務を担当する教諭が当該担当業務についての連絡調整および指導助言に当たった場合	1日につき 200円	574千円	

(注) 手当ごとに千円未満の額を四捨五入しているため、手当ごとの合計は特殊勤務手当支給実績計と一致しないことがある。



## (別紙2) 特殊勤務手当一覧表 平成30年4月1日現在

種類	支給範囲	支給額	支給実績 (29年度決算)
班長業務手当	技能労務職給料表の職務の級4級に在職する職員で、班長の職にあるもの	月額 3,000円	219千円
交替制勤務手当	技能労務職給料表の適用を受ける職員で、浄水場に勤務するもののうち、日勤（夜勤以外の勤務をいう。）及び夜勤（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務が5時間以上ある勤務をいう。）に交替制で従事する勤務を日々繰り返す勤務に従事するもの	月額 2,000円	532千円
活性炭攪拌手当	職員が活性炭ポッパ－の攪拌に従事した場合（1日2回までに限る）	1回につき 200円	201千円
緊急呼出手当	職員が正規の勤務時間外に突発事故の発生により招集を受け、緊急工事に係る業務に従事した場合 (1)深夜（午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。）を含まない場合 (2)深夜を含む場合	1回につき 1,000円 1回につき 1,500円	188千円
理化学検査手当	職員が劇薬を取り扱って水質検査に従事した場合	1日につき 200円	229千円
災害対策業務手当	職員が屋外の防災作業若しくは救助又は避難所の開設で、災害対策本部若しくは水防本部からの指示により行ったもの又は管理者が認定したものに直接従事した場合	1日につき 500円	1千円

手当ごとに千円未満四捨五入しているため、手当ごとの合計は特殊勤務手当支給実績計と一致しないことがある